

仕 様 書

1 委託業務名

令和２年度「生活文化調査研究事業（華道）」委託業務

2 事業の目的

平成２９年度は、３つの異なる手法（インターネット調査、団体アンケート調査、フォーラム）を用いて、生活文化及び国民娯楽（以下「生活文化等」という）の分野・実態について広域的に把握することを目的とした調査事業を実施し、平成３０年度は、食文化の国民意識調査及び食文化団体、書道団体の実態を把握するためのアンケート等の調査事業を行い、令和元年度は、それまでに団体調査を実施した生活文化等の分野を除く分野を対象に、団体への調査を実施した。

本事業は、これまでに実施した団体調査等を基に、華道分野の内容をより詳細に調査することにより、振興施策の検討に資する資料の作成を目的とする。

3 委託業務の概要

華道分野の関係団体等に対しヒアリング調査等を実施し、当該分野及び団体の実態について詳細に把握する。当該調査結果等を分析し報告書としてまとめ、生活文化等の振興施策の検討に資する資料を作成する。

4 業務内容の詳細

（１）華道分野を詳細に把握するための文献調査、ヒアリング調査及びアンケート調査等を行う。調査の実施にあたっては、下記の点に留意すること。

① 既存の書籍、論文、調査報告書等から下記の４項目について情報収集を行い、項目毎に整理を行う。

- ・日本の華道に関する歴史的変遷及び概要
- ・日本の華道が社会において果たす文化的・教育的（教育機関における華道の現状や、華道教室の活動等の現状を記載）役割に関する歴史的変遷・概要等
- ・国内外における日本の華道（芸術・美術）に対する芸術的評価や効果
- ・生活の中での華道の広がりや伝統文化との関わり

上記４項目について、華道分野の有識者あるいは専門家（４名程度）を文化庁担当官とともに抽出、整理した情報に基づきヒアリングを行い、その内容を文章にまとめること。

② 華道を次世代へ継承していく上で、守る必要がある「対象（技法・用具・継承方法）」及び華道団体の活動実態について把握するため、華道分野の関係団体（華道流派、華道教室）を受託者が抽出（約８０団体）し、委託者が受託後指示する内容のアンケート（約１０項目）を行う。その後、アンケート調査を基にしたヒアリング（アンケートしたすべての団体ではなく文化庁担当官が指定する約１０団体）を行い、その結果を文章にまとめること。アンケート調査の実施に際しては、郵送やＦＡＸ、メール等、効率的・効果的な手法を提案すること。

（ヒアリング先 想定地 旅費参考）

東京都新宿区（１箇所）、千代田区（１箇所）、豊島区（１箇所）、港区（２箇所）

京都府京都市（１箇所）、新潟県佐渡市（１箇所）

③ 既存の書籍、論文、調査報告書から、華道を行う上で必要とされる花材、用具及び原材料に

について、情報を収集する。収集した情報を整理した上で、花材、華道用具及び原材料の製造業者・業界団体（6団体程度）を受託者が抽出しヒアリングを行い、その内容を文章にまとめること。

- ④ 業務に係る進捗状況に併せて、華道に係る文化創造アナリストと文化庁との有識者会議を調整、運営すること。（3回程度。資料作成に係る費用、文化創造アナリストへの旅費往復・謝金の支払い、会場候補（京都市内）選定・会場運営に係る費用（会場使用料含む。）の支払い及び議事録の作成は受託者が行うこと。）

業務完了日を見据え、適切な時期に計画的、効果的な会議を運営すること。

（華道に係る文化創造アナリスト発着地 旅費参考）

京都府京都市 2名

岡山県倉敷市 1名

- ⑤ 文化庁担当官（場所：文化庁地域文化創生本部）と打合せをすること。（対面での打合せは3回程度。その他、電話、可能であればテレビ会議などで密に連絡を取ること。打合せの都度、記録を作成すること。）

- ⑥ 文献を引用する際は、著作権等、元となる文献の著者等が持つ権利については、受託者が必ず調整し、許可を得ること。

- ⑦ 調査事業にかかる諸費用として、各有識者、団体等への執筆依頼及びヒアリングに係る謝金、アンケート調査票の印刷費、発送・返送等に係る費用、文化庁との打合せや聞き取り調査に係る交通費、資料作成等を含めて一切の業務が本委託業務に含まれる。

（2）報告書の作成

- ① 上記（1）について、受託者は調査の実施によって得られた情報を整理・分析し、1つの報告書としてまとめること。なお、有識者会議開催を見据え、遅くとも、令和2年10月末日までに、報告書の草案を作成し、文化庁担当官に提出すること。

- ② 別添「華道調査報告書イメージ（案）」を踏まえて提案すること。その際、新たな要素を加えた提案は可能とする。

- ③ 各章末には事業結果の総括を付記し、巻末には総括として、今年度事業の実施結果についてまとめ、本調査研究事業の今後の課題・展望等を付記すること。

- ④ 調査結果の分析・まとめに関する作業については、文化庁担当官と随時協議し、進めること。また、（1）とは別に行う調査結果を報告書に追記する場合がある。追記する場合は、文化庁担当官の指示に従い報告書に記載すること。

参考 URL 平成27年度・平成28年度 伝統的生活文化実態調査

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/dentotekiseikatsu_jittai/index.html

参考 URL 平成29年度 生活文化等実態把握調査事業報告書

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunkato_jittai/index.html

参考 URL 平成30年度・令和元年度 生活文化調査研究事業報告書

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html

- ⑤ 報告書作成、編集などに係る諸費用、印刷及び製本にかかる諸費用、CD-ROM データ作成などに係る諸費用等を含めて一切の業務が本委託業務に含まれる。

5 委託業務期間

契約締結日から令和3年1月29日まで

6 成果物の提出

(1) 成果物

報告書（50冊（簡易製本）・A4版・両面カラー刷り）

※電子データ（PDF 及び WORD 形式）（CD-ROM または E-mail）も合わせて納入すること。

(2) 納入期限

令和3年1月29日（金）

※上記期限は、納入後10日以内に文化庁が行う検収に合格する期限である。

(3) 納入場所

〒605-8505 京都府京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3

文化庁 地域文化創生本部 暮らしの文化・アートグループ

電話：（075）-330-6732

7 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、下記（2）要求要件の詳細に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「生活文化調査研究事業技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和2年度『生活文化調査研究事業（華道）』委託業務」総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

I 業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の調査内容について、全て提案されていること。

〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加
点評価する。〕

- * 1-1-2 本委託業務の目的・趣旨を踏まえた内容になっていること。

- * 1-1-3 調査研究に必要な分析や課題設定の観点が妥当であること。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 調査の抽出・分析手法が明確に示されており、妥当であること。

〔分析手法に事業の成果を高めるための工夫があれば加点評価する。〕

- ＊ 1-2-2 調査項目・調査手法が明確に示されており、妥当であること。

〔調査手法に事業の成果を高めるための工夫があれば加点評価する。〕

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- ＊ 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。

〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点評価する。〕

Ⅱ 組織の経験・能力

2-1 組織の調査業務の経験

- 2-1-1 華道に関する調査・研究の実績内容に応じて加点評価する。

2-2 組織の調査事業の実施能力

- ＊ 2-2-1 業務を遂行するにあたり、妥当な人員が確保されていること。

〔人員体制に効率性・妥当性があれば、加点評価する。〕

- ＊ 2-2-2 組織として業務を遂行するために、必要な知見・情報収集能力及び分析能力を有していること。

〔特に研究機関やそこに所属する研究員・学芸員とのネットワークが構築できており、また、教育現場における指導者やその指導を受ける学生・生徒・児童の意見を収集し、その実態を的確かつ速やかに把握・分析が可能であれば加点評価する。〕

- 2-2-3 華道の研究機関を有していれば、加点評価する。

- 2-2-4 華道の教育機関を有していれば、加点評価する。

- 2-2-5 華道教室とのネットワークを有していれば、加点評価する。

- ＊ 2-2-6 業務を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な業務遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点評価する。

Ⅲ 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の調査業務の経験

- 3-1-1 華道に関する調査・研究の実績内容に応じて加点評価する。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

- 3-2-1 華道に関する知識・知見及び人的ネットワークを有していれば、その内容に応じて加点評価する。

Ⅳ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等があれば、ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）であること。

- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）を受けていること。

- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

8 検収

文化庁は、受託者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満たされていることを、文化庁、受託者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とする。

9 守秘業務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務にかかわる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本委託業務以外に使用しないこと。

再委託をする場合にあっては、受託者は、再委託先に対しても上記と同様の措置を講じるものとする。

10 協議事項

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものとする。

11 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定等、技術提案書に記載した事項について、認定の取消等によって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文化庁に届け出ること。

12 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、契約書、本仕様書、企画提案書のほか、委託要項及び文化庁委託業務実施要領 (<http://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>) を遵守すること。
- (2) 報告書の提出後に受託機関の責任による誤り等が判明した場合には、当庁の指定する日時までに修正するものとする。
- (3) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (4) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切か否かについても、委託費支払いに際して厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提として調査研究の受託可否を検討すること。
- (5) 委託契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令に基づき、文化庁が行う。

華道調査報告書イメージ（案）

目次		掲載内容
序	本調査研究事業の目的	
	調査事業の目的及び概要	・調査事業の概要及び事業スケジュール
1章	華道の歴史及び概要について	
1節	日本における華道の歴史の変遷	・日本の華道に関する歴史の変遷について
2節	日本における華道の概要	・日本の華道の概要（活動内容、用具、技法や技術、華道を担う人や団体）について（2章、3章の内容を抽出したものをまとめる。）
2章	社会における華道の位置づけについて	
総論	日本社会における華道の位置づけや役割	1 本章の主旨 2 学校教育（主に部活動）や華道教室等での華道について 3 華道と芸術について 4 暮らしの中での華道文化について ※1節～3節で述べる内容の概略について記載。
1節	華道が教育・学習面で果たす役割や効果について	1 学校教育・生涯学習における華道について（歴史の変遷、現在の状況） 2 教育機関における華道の現状（部活動や学校の授業における華道の実情、教育機関で華道の学習や教授が行われる目的やその効果について） 3 華道教室等の活動についての現状（教室等の活動実態、華道の学習によってもたらされる効果、地域コミュニティにおいて華道教室が担っている事について） 4 華道が教育・学習面で果たす役割や効果について（教育機関や華道教室での華道の学習や教授がもたらす効果やその役割）
2節	華道と芸術について	1 華道と芸術について（日本における華道の芸術としての位置づけや概略） 2 華道に関する国内外での活動とその評価について（作品制作と展覧会について、作品及び華道家への評価と社会的な位置付け） 3 いけばなの制作またはいけばなの鑑賞が人や社会に対してもたらす効果について
3節	暮らしの中の華道文化	1 日本の暮らしの中での華道について（概要） 2 生活と華道文化（室内装飾としてのいけばな、フラワーアレンジメントとの対比） 3 伝統文化と華道文化（「いけばな」と「茶花」、「供花」としての「いけばな」、年中行事と「いけばな」） 4 職業としての華道文化（華道家や華道教室の先生、用具製造者などの華道に関する職業について）
3章	華道分野の活動について	
総論	華道分野の活動状況について	1 本章の主旨 2 華道の次世代へ継承について 3 華道分野の様々な活動について 4 華道に対する興味・関心について ※1節～2節で述べる概略を記載。
1節	華道を次世代へ伝えるために、守り続けたい対象について	1 調査概要（調査対象とした華道流派、華道教室について、調査方法について） 2 「継承したい（守り続けたい）」と考えている対象に関する調査結果の概要 3 調査結果の分析及びまとめ（継承したい・守り続けたい対象の概要）
2節	華道分野に関する活動の現状について	1 調査概要（調査対象とした華道流派、華道教室、花卉産業や華道用具関連の業者等について、調査方法について） 2 華道分野における活動に関する調査結果の概要（団体が実施する活動の概要、花卉産業や華道用具の現状について） 3 調査結果の分析及びまとめ（活動の傾向分析―普及、振興、保護、継承―）
まとめ	華道分野の現状について	
1節	調査結果のまとめ	華道分野の現状について（1～3章の調査結果及び分析の概略を再提示）
2節	華道の普及や振興への課題	華道の振興や普及に関する活動の現状と課題（想定される施策の方向性）
3節	華道の保護や継承への課題	華道の保護や継承に関する活動の現状と課題（想定される施策の方向性）
参考資料	華道の花材及び用具の現状について	
		華道の花材及び用具の生産状況及び技術継承に関する調査資料